

社団法人福島県林業公社

第2次改善計画書

平成13年6月

社団法人 福島県林業公社

## 目 次

第 1 基本方針 3 ページ

- 1 経過と課題
- 2 改善計画の基本的方向
- 3 計画樹立の考え方

第 2 軽営改善重点事項 5 ページ

- 1 拡大造林面積の見直し
- 2 公益的機能を重視した森林整備への取り組み
- 3 合理化を図る事項
- 4 組織体制の整備
- 5 県及び市町村に対する支援要請
- 6 国に対する制度化の要求

第 3 長期収支見通し 9 ページ

- 1 経営改善重点事項取り組み効果
- 2 事業計画
- 3 収支計画

## 第1 基本方針

### 1 経過と課題

#### (1) 経過

社団法人福島県林業公社（以下「林業公社」という。）は、昭和42年4月1日に設立され、分収造林特別措置法の趣旨に基づき、20ヶ年で2万haの分収造林契約の締結を目的として、事業活動を開始した。昭和60年には、分収林特別措置法に基づく森林整備法人として認定をうけ、これまでに森林資源の培養並びに森林の公益的機能の増進を通じて、県土の保全と農山村の振興及び住民の福祉の向上に大きな役割を担ってきた。

しかしながら、林業を取り巻く環境は、林業公社の発足以来30余年の間に、社会・経済・産業構造に大きな変化を来たし、木材価格の低迷、林業経営費の増大、林業労働力の減少・高齢化等により次第に悪化しており、林業公社においても、適正な森林整備の実行確保が危ぶまれている。

このため、林業公社は、新福島県行財政改革大綱に基づいて、拡大造林目標面積の縮小を柱とする「第1次改善計画（平成11～14年度）」を策定したが、林業公社の経営環境は、今後も厳しさが続くものと予測されることから、福島県林業公社経営改善計画策定委員会（平成11年9月13日設置）において、長期的な視点にたった「第2次改善計画」策定のために必要な課題と対策について検討した。本計画は、この検討の結果をもとに、策定したものである。

#### (2) 課題

ア 森林造成費・管理費の増大、材価の低迷など林業を取り巻く状況がこのまま推移するとすれば、林業公社の軽當に支障が生じることが懸念されることから、長期的な視点にたった経営の健全化が必要である。

イ 林業公社は、これまで県内唯一の森林整備法人として、また県の補完的機関として、拡大造林の推進、山村の振興、林業事業体の育成などの大きな役割を果たしてきたが、森林の持つ公益的機能の發揮に対する国民的ニーズが一層高まってきており、今後、その役割をさらに發揮していく必要がある。

ウ 林業の長期性を踏まえ、森林資源の充実及び森林の公益的機能の維持・増進など、これまで行ってきた事業の効果を發揮するためには、今後とも林業公社の安定的、継続的な事業の展開が必要である。

エ 林業公社は、定住環境の不利な山間地域において、就労の場の提供と労働条件の改善に寄与しており、その役割に対する地域の要請に応えていく必要がある。

### 2 改善計画の基本的方向

林業公社の役割が、設立当初の経済性をも考慮に入れた森林の造成から、森林資源の充実及び公益的機能の維持・増進をより重視した森林の整備に変化してきているこ

とを踏まえ、拡大造林予定地についてさらに見直すとともに、既契約林の適正な管理及び民有林のうち適正な管理を必要とされる県土保全上重要な森林の整備へ転換していく。

また、県の森林・林業施策に果たしている林業公社の役割に応じて、県など関係機関に対し、経営改善への支援を積極的に要請しながら健全な経営を確立し、今後とも、その役割を十分果たすための体制を確立していく。

### 3 計画樹立の考え方

計画は前記の「改善計画の基本的方向」を踏まえ、林業公社の健全な運営を図るために、間伐による本格的な伐採収入が見込まれる平成25年度を目標とした経営改善重点期間（平成11～25年度）を設定し、その間に措置すべき具体的な取り組みについて明らかにするものである。

また、長期収支見通しは、拡大造林の収束する平成13年度までに植栽した林木の伐採が完了する、平成80年度を目処にして試算している。

なお、本計画については長期計画であることから、状況変化に応じて見直しを行うものとする。

## 第2 経営改善重点事項

### 1 拡大造林目標面積の見直し

第1次改善計画で下方修正した拡大造林目標面積15,600haをさらに縮小し、平成13年度までに15,431haとする。

### 2 公益的機能を重視した森林整備への取り組み

平成14年度からは、県土の保全、水源のかん養などに重要な森林の整備を実施し、森林整備法人としての役割を果たしていく。

#### (1) 森林整備の重点化

##### ア 対象地の限定

公益的機能の高い森林で、その機能の発揮や森林施業の効率性を勘案し、面積が概ね5ha以上のまとまりのある箇所とする。

##### イ 実施する事業

###### ① 再造林事業

人工林が伐採された跡地（耕作放棄地、無立木地を含む）において実施する。

###### ② 分収育林事業

森林所有者の高齢化、後継者不足等により放置される森林において実施する。

###### ③ 育成天然林事業

広葉樹林を育成するための保育や広葉樹が伐採された跡地に広葉樹の植栽、萌芽整理等を実施する。

##### ウ 実施の方法

森林法の改正に伴い、森林整備に果たす市町村の役割が強化されたことから、市町村の主体的な取り組みを前提に、公益的機能の発揮に対する応分の負担や収益性を考慮して、契約方法及び分收割合を次のとおりとする。

###### ① 契約方法

契約方法は、3者契約〔土地所有者、費用負担者（林業公社、市町村）〕とする。

###### ② 分收割合

a 再造林事業の分收割合は、費用負担額の状況により事業地ごとに定める。

b 分収育成事業、育成天然林事業については費用負担額及び現地の状況調査により、今後の施業内容を勘案して事業地ごとに定める。

#### (2) 間伐事業等への取り組み

経営している森林を健全に育てるためには間伐の計画的かつ積極的な実行が必要であるが、さらに収入の確保を図るため、以下の取り組みを行う。

#### ア 保育間伐林産物生産事業

保育間伐を実施する場合、搬出等のコスト面での条件の良い箇所について  
は、素材販売を行い収入の確保に努める。

#### イ 収入間伐事業

間伐調査事業（間伐木選定、数量計算等）などの外注により事務事業の合  
理化を図る。

表—1 間伐事業分期計画量及び見込額

事業区分	平成 11 年度	平成 21 年度	平成 31 年度	平成 41 年度	平成 51 年度	計
	～ 平成 20 年度	～ 平成 30 年度	～ 平成 40 年度	～ 平成 50 年度	～ 平成 80 年度	
保育間伐林産物生産事業	1,447ha	623ha				2,070ha
収入見込額（百万円）	72	31				103
収入間伐事業	644ha	7,474ha	14,592ha	8,997ha	3,662ha	35,369ha
収入見込額（百万円）	333	3,984	7,135	5,300	2,278	19,030

### 3 合理化を図る事項

#### (1) 経営森林の管理の合理化

経営森林の管理を効果的に行うため、標識の保全や火災の防止などの巡視業  
務を森林管理に精通している森林組合等に委託し、広域的、集約的に管理する  
体制に整備する。

#### (2) 事務事業の効率化・合理化

経営森林台帳の的確な管理、間伐事業の事務処理等の効率化を図るため、O  
A化を推進していく。

#### (3) 人件費等管理費の節減

職員給与の見直し及び旅費の見直しを行うことにより、管理費の節減に努め  
る。

#### (4) 森林施業の合理化

経営林の林況に適合した森林施業を実施するとともに、作業期間の一致する  
作業を合併発注することにより、諸経費の節減を図る。

また、保育事業については、林木の生長に応じた弾力的な施業により経費の  
費の節減に努める。

#### (5) 有利な農林漁業金融公庫資金の活用

ア 既往借入金借入利息の軽減と償還期間の延長を行うため、分収林機能高度  
化資金への借換を図る。

イ 今後の事業資金については、無利子の森林整備活性化資金の活用を図る。

#### (6) 造林補助事業の積極的な導入

造林補助事業の積極的な対応と、林業公社が優遇される「公的分収林整備事

業」等を積極的に導入し、造林補助金の収入確保に努める。

#### 4 組織体制の整備

現在の職員が今後概ね2~13年の間で退職になることから、将来を見据えた、より合理的かつ計画的な組織体制の整備を行う。

##### (1) 組織の見直し

平成14年度までに、現行の7事業所のうち5事業所を廃止し、2事業所に整理統合するとともに組織体制の整備を図る。

ア 平成13年度より県北事業所、相双事業所を本社に統合し、いわき事業所、県南事業所を県中事業所に統合する。

イ 平成14年度より南会津事業所に統合する。

表—2 事業所および職員配置（現在～見直し後）

現事業所	現職員配置	見直し後	見直し後の職員配置
県北事業所 相双事業所	1名 (1名)	本社に統合	(1名) (1名)
県中事業所 いわき事業所 県南事業所	3名 1名 (1名)	県中事業所へ統合	3名
会津事業所 南会津事業所	5名 2名	会津事業所へ統合	7名

( ) は、兼務職員

##### (2) 職員の配置計画

今後の間伐事業量の増大及び職員の退職に伴う補充については、間伐調査事業等を外注することにより合理化を進めながら、当面職員の新規採用を抑制し、業務量に見合った職員の配置とする。

職員の配置は、平成15年度までに、4割の人員を削減し12名体制とする。

表—3 経営改善による職員の配置計画

区分	H11	H12	H13	H14	H15	H25
配置予定職員数（名）	20	19	18	18	…	12
[プロパー]	15	14	13	13	…	6
[県職OB等]	5	5	5	5	…	6
事業所数（箇所）	7	7	3	2	…	1

#### 5 県及び市町村の支援要請

##### (1) 県の支援について

既往借入金の元金償還が平成18年度から開始されることから、長期収支見通しを十分検討し、返済計画を作成の上、今後県と協議していく。

##### (2) 市町村の支援について

地域の森林整備の推進にあたっての林業公社の積極的な活用と、生産コストの縮減のために必要な林道等の生産基盤の整備等について積極的に関係市町村に要請していく。

さらに、社員に対しては分収割合の見直しを積極的に働きかけるとともに、長期視点にたって公的価値の高い公社造林地の買い取りについても検討する。

#### 6 国に対する制変化の要求

林業公社の健全な運営を促進するために必要な財政的援助並びに公庫資金の貸付条件の緩和については、無利子資金の拡充や有利な補助事業の創設など、今後とも、更なる支援について国に要求していく。

### 第3 長期収支見通し

#### 1 経営改善重点事項取り組み効果

事業費の縮減、組織体制の見直しなどによる改善効果により、平成80年度までの収支計算において76億円程度の支出の縮減が見込まれる。

なお、平成14年度からの再造林事業、分収育林事業、育成天然林事業については、収支の均衡を前提として費用負担の割合、分収割合を改善して事業を実施するので、この長期収支見通しには含めていない。

##### (1) 支出の縮減

###### ア 事業計画の見直し 5億円の減

拡大造林については、予定箇所について整理し事業面積を縮小することにより事業費を縮減する。

###### イ 施業基準の見直しによる事業費の減 35億円の減

施業の効率化及び集約化と、施業基準（下刈8→6年、枝打・除伐・保育間伐対象の削減等）を見直し、事業計画量の必要最小限度にすることにより、事業費を縮減する。

###### ウ 管理費の節減 36億円の減

当面職員の新規採用を抑制し、業務量に見合った職員を配置するとともに、職員給与並びに旅費の見直しを行うことにより、管理費を節減に努める。

さらに、間伐調査事業の委託により管理費を節減する。

##### (2) 間伐収入の確保 (191億円)

間伐事業を計画的かつ積極的に取り組むことにより収入を確保する。

#### 2 事業計画

区分		事業量		
		S41-H10	H11-H80	計
分収造林	新植等 (ha)	14,969	462	15,431
	保育等 (ha)	171,123	32,443	203,566
	作業路等 (km)	704	89	793

### 3 収支計画

#### (1) 収 入

単位 百万円

区分	年度別			割合 %
	昭和 42 年度 ～平成 10 年度	平成 11 年度 ～平成 80 年度	計	
造林補助金等	7,752	7,498	15,250	7.7
公庫資金	19,309	2,424	21,733	11.0
県借入金	13,567	36,796	50,363	25.4
林産物収入	0	108,010	108,010	54.5
その他（賦課金等）	1,390	1,401	2,791	1.4
計	42,018	198,147	198,147	100.0

注) 1 伐採収入は、(財)日本不動産研究所調べ山元立木価格の直近 5 年平均値を基に算定した。

2 県借入金には、既借入金の元金償還金の借換分（189 億円）を含む。

#### (2) 支 出

単位 百万円

区分	年度別			割合 %
	昭和 42 年度 ～平成 10 年度	平成 11 年度 ～平成 80 年度	計	
事業費	26,863	9,334	36,197	18.2
管理費	4,106	7,944	12,050	6.1
公庫資金	利息	7,758	20,462	28,220
	償還金	1,717	20,016	21,733
県借入金	償還金	682	55,461	56,143
分収支出		71	43,206	43,277
その他（短期利息等）		821	0	821
計	42,018	156,423	198,441	100.0

注) 1 公庫資金等の新規借入にかかる利率は、2.00%（平成 11 年 11 月 18 日）とした。

2 積算単価等は、平成 10 年度単価とした。

3 県措入金償還金には、既往借入金繰入利息及び借換分を含む。

当診収支計画では、△294 百万円の収支差があるが、此の収支差は今後更なる経営改善の努力目標とするものである。